

おたふくかぜ 予防接種をご希望の方に



■おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)とは

ムンプスウイルスによる全身感染症であり、潜伏期間は2～3週間で、発症数日前から症状がなくなるまで、他者に感染させる可能性があります。

主な症状は、発熱、唾液腺の炎症による耳下腺や顎下腺、舌下腺の腫脹で、主な合併症として、無菌性髄膜炎があり、罹患者の1～10%が併発すると言われています。また、頻度は少ないものの、脳炎や膵炎、思春期以降の男性では精巣炎、女性では卵巣炎を合併することもあります。

その他、「ムンプス難聴」と呼ばれる急性の感音難聴が起きることもあり、完全に回復することは難しいとされています。

■おたふくかぜワクチンの効果

1回接種した人のうち、約90%の人に免疫ができ、発症予防や重症化予防に効果があります。

予防接種を受ける前に

■一般的注意

おたふくかぜの予防接種について、この説明書をよく読み、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

インフォームドコンセント(説明と同意)

医師の十分な説明に基づく患者の同意をインフォームドコンセント(説明と同意)といいます。

おたふくかぜの予防接種は、保護者の意思に基づいて接種を受けるものなので、インフォームドコンセントがない場合には、接種する医師は接種を行いません。接種を希望する場合もしない場合も、十分に医師から説明を聞き、理解をした上で判断をしてください。

■予防接種を受ける事ができない人

- ①明らかに発熱のある人(一般的に37.5℃以上の場合を指します)
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③おたふくかぜワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起したことがあることが明らかな人
- ④明らかに免疫機能に異常がある病気を持っている、または副腎皮質ステロイド剤や免疫抑制剤の投与を受けている人
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

■予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ①心臓病、じん臓病、肝臓病や血液の病気、その他慢性の病気などの人
- ②予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある人
- ③過去にけいれんの既往のある人
- ④過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ⑤本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある人

裏面もお読みください

■他の予防接種との間隔について

- ・おたふくかぜワクチンと他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。
- ・おたふくかぜワクチンは生ワクチンのため、MR（麻しん・風しん）や水痘などの生ワクチンの接種から、27日以上あける必要があります。おたふくかぜワクチンを先に接種した場合も、次の生ワクチンを接種する際は27日以上あける必要があります。

■予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①予防接種を受けた後30分間は、急な副反応がおこることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ②副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④接種当日は通常の生活をしてかまいませんが、激しい運動は避けましょう。

おたふくかぜワクチンの副反応

注射部位の症状（赤み、はれ）、発熱や軽度の耳下腺のはれ、発疹、じんましん、かゆみを認めることがあります。これらは通常、数日以内に自然に治るので心配はいりません。

また、非常にまれですが、ショック、アナフィラキシー様症状、無菌性髄膜炎、急性散在性脳脊髄炎、脳炎、脳症、急性血小板減少性紫斑病、難聴、精巣炎の報告があります。

接種から2～3週間後に、頭痛、嘔吐などがみられた場合は、ワクチンによる髄膜炎発症の可能性があるので注意しましょう。

その他

■予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、保護者が接種を希望しない場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、おたふくかぜに罹患、あるいはより患した事による重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

■副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがありますので、症状が現れたりしたら、医師（医療機関）の診察を受けてください。

■予防接種による健康被害救済制度について

- ①任意のおたふくかぜ予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要となり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じたりした場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることができます。
- ②健康被害の程度に応じて、医療費および医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分がありますが、予防接種法と比べて救済の対象、金額等が異なります。
薬学的判断について国の審議会で判断され、救済の対象となった場合に、上記の保障を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師へご相談ください。

